別紙

仕　様　書

豊北教育支所管内公民館機械警備業務（以下「業務」という。）は、この仕様書に基づき実施するものとする。

この仕様書は、業務の仕様を定めるものであり、業務の受託者（以下「乙」という。）は、下関市（以下「甲」という。）が必要と認めた軽微な作業等については、記載の有無にかかわらず、委託料の範囲内において実施することとする。

１　業 務 名　豊北教育支所管内公民館機械警備業務

２　委託場所

（１）神玉公民館　　下関市豊北町大字神田上2709番地

（２）角島公民館　　下関市豊北町大字角島1413番地1

（３）阿川公民館　　下関市豊北町大字阿川3752番地

（４）粟野公民館　　下関市豊北町大字粟野3333番地2

（５）滝部公民館　　下関市豊北町大字滝部3397番地12

３　委託期間　契約締結日から令和１４年１月３１日まで

４　業務内容　機械警備による無人化警備

（１）火災、盗難、不法行為等の早期発見と拡大防止

（２）施設の異常感知時における関係先への通報、連絡

（３）警備装置等の点検及び警備実施事項の報告

５　業務時間

（１）警備業務の実施時間

基準時間は、公民館の職員が勤務を要しない時間とする。この基準時間前後において、委託者からの警備業務開始の通報を受けたときから、警備業務解除の通報を受けたときまでとする。

（２）基準時間内での取扱い

（ア）甲は乙が警備業務を実施中といえども、やむを得ない事情が発生した場合には臨時に警備対象施設に入場できるものとし、この場合における警備は、甲の責任において実施するものとする。

（イ）その他の基準時間内における取扱いの詳細は、乙の指示する方法によるものとする。

６　警備機構

（１）　乙は、警備対象施設内に警備設備を設置し、警備業務の実施中に、警備設備により感知される異常の有無を乙の警備本部（以下「本部」という。）において、自動的に表示される機械設備により受知し、さらに警報設備の正常な作動を本部において確認しうるに必要な機器を設置するものとする。

（２）　警備業務実施中、乙は、管制担当員が本部に設置された機器表示盤により、警備対象施設の異常の有無を間断なく監視し、警備の万全を図るものとする。

7　警備責務

（１）　甲の責務

（ア）ガス、電気、水道等の元栓点検及び使用した火気の処理

（イ）重要物品保管庫、窓、出入口等の施錠及び門扉等の閉鎖

（ウ）警備業務開始時における警報機器のセット

（エ）警備業務終了時における警報機器の解除

（２）　乙の責務

（ア）火災の早期発見、関係先への通報及び初期消火

（イ）警備対象施設への不法侵入者の発見、関係先への通報及び不法侵入者の排除

（ウ）施設の異常感知時における関係先への通報、連絡

（エ）警報機器の保守点検

8　警報設備等

（１）　乙は、甲に対しあらかじめ警報設備の種類、設置箇所及び維持管理方法を書面で提出し、甲の承諾を得るものとする。またこれらを変更する場合も同様とする。

（２）　施工にあたっては、統一的総合的に設置作業を実施するとともに、特に施設の美観を損なうことのないよう配意すること。また、機器の設置時期については、前受託者と十分に日程等調整をおこなうこと。

（３）　感知器は、原則として立体及び面警戒センサー・超音波センサー・熱感知器のいずれかを使用すること。

（４）　詳細な警備区域分けは、契約後に協議すること。

（５）　送信回線

送信回線は、機械警備専用回線を設置し、それに要する経費は乙の負担とする。また、次のとおり断線監視システムの採用も認める。

（ア）断線監視システムの採用に係る送信機等の設置は乙が行い、それに要する経費も乙の負担とする。断線監視システムに係る機器一式は、機械警備機器と同様乙の所有とする。

（イ）断線監視システムにおける機器の使用料金、また断線監視料金については、乙の負担とする。

（ウ）機械警備装置のセット、解除、及び異常発生時の信号送出による電話料金は、公民館等が加入している一般回線を使用することから、甲の負担とする。

（エ）断線監視システムは、専用回線と同等の機能を有することを条件として採用するので、当該システムの採用により機械警備上なんら不備が生じないよう万全を期すこと。

（６）　警報設備等の保守点検

（ア）警報設備等の保守点検は、受託者の責任において実施し、警備実施事項の報告と同様、書面にて報告すること。

（イ）乙は、警報設備の正常な作動を維持するため、毎月１回の保守点検を実施し、本部において正常な作動を確認しなければならない。また、

警報機器の故障により作動に異常を生じたときは、乙は、遅滞なく警備上の安全装置を講ずるものとする。

（７）　補修等の費用

（ア）警報機器の補修又は交換に要する費用は、乙が負担する。ただし、その原因が甲の責に帰すべき事由によるときは、甲が負担するものとする。

（イ）乙は、警報機器の配線の自然損耗により、業務の実施に支障が生じた場合は、受託者の費用負担で配線の補修又は取替えを行うものとする。

（８）　警報機器の撤去

契約が終了し、又は解除されたときは、乙の負担により、速やかに現状に複すること。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（９）　代替警備及び業務の停止

（ア）乙は、警報機器による警備ができないときは、甲と協議の上、他の警備方法により実施するものとする。ただし、乙は、天災その他乙の責に帰することができない事由により、他の方法での業務を続行することができなくなったときは、その状況が継続する間業務の一部又は全部を免れるものとする。この場合において、乙は、甲に対してその旨を遅滞なく通知するものとする。

（イ）甲は、相当な事由があるときは、乙に対して業務の一部又は全部の停止を求めることができる。

（ウ）（イ）の規定により業務の一部が停止されたときにおいても、甲は、所定の委託料を支払うものとする。ただし、業務の全部が停止された場合の業務停止期間中の委託料については、協議して定めるものとする。

（10）　警備設備の変更

（ア）変更の通知

契約対象物件の増改築等により、警備設備の変更が必要なときは、甲は、乙に対してその日から起算して 15 日前までに通知するものとする。

（イ）電源の中断等の通知

甲が、警備業務実施時間中に必要により電源の中断等を行うときは、あらかじめ、乙に通知するものとする。

（ウ）その他

甲が（ア）及び（イ）の通知を怠ったため、その原因となって生じた損害については、乙は、その賠償の責めを負わない。

９　設置経費

業務に係る機器等の設置経費、機器費、修理、点検等は、乙の負担とする。なお、機器の設置、交換、故障等により、警備機構による警備の実施が困難な場合は、巡回警備を行うなど、必要な措置を講ずること。

１０　異常時における乙の処理

（１）　乙の措置

乙は、警備業務実施中警報機器により警備対象施設に異常事態が発生した

ことを知ったときは、直ちに適切な措置をとるとともに、詳細を甲へ連絡しなければならない。

（２）　甲の義務

甲は、乙に対して、あらかじめ緊急事態発生時における連絡方法及び連絡者を文書により通知するものとする。また、連絡者等に変更があるときは、その都度文書により通知するものとする。

１１　警備対象施設の鍵の貸与

警備業務の実施のため、甲は、警備対象施設の鍵を乙に預託するものとし、乙は、それを善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

１２　提出書類

（１）乙は、甲に対して警備業務の状況に関する報告書（以下「業務報告書」という。）を１月ごとに作成し、翌月７日までに提出するものとする。ただし、警備業務実施中に異常事態が発生したときは、直ちに事故報告書を提出しなければならない。

（２）待機場所等の明示

乙は、甲に対して異常発信の際、当該施設に概ね 30 分程度で赴くことができる具体的な措置（例えば、付近の某所に中継基地が設けてあることなど）を書面にて明示すること。

１３　損害賠償責任

損害の補償及び免責事項については、次のとおりとする。

（１）補償事項

（ア）委託期間中に乙及び乙の警備員の責任において発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む。）については、乙が補償すること。
損害に対する補償額は、一事故につき対人補償、対物補償合わせて 10 億円を限度とする。

（イ）委託期間中に警備員が被った損害については、乙が補償すること。

（２）免責事項

（ア）甲の瑕疵によるもの

（イ）天変地変その他不可抗力によるもの

１４　環境に関する配慮事項

別記１「特記仕様書（環境編簡易）」のとおり

１５　個人情報取扱特記事項

別記２「個人情報取扱特記事項」のとおり

１６　下関市暴力団排除条例による措置

別記３「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり

１７　その他

（１）自動火災報知器設備等の保守点検

甲は、警備対象施設に設置した自動火災報知器設備、消防用設備等の正常な作動を維持するため、定期的に保守点検を実施し、乙の火災異常の監視・受信業務及び防火設備の使用等に支障をきたさないようにしなければならない。また、自動火災報知器設備、消防用設備等の故障により作動に異常を生じたときは、委託者は遅滞なく防火上の安全措置を講ずるものとする。

（２）必要に応じて、玄関等にキーボックスを設置すること。

（３）業務上知り得た事項を他に漏らさないこと。

（４）警備員は、乙の指定する制服を着用すること。

（５）警備業務の実施に当たり、この仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定し、責任を持って対処すること。